資料３－１

下水道使用料改定案について



イメージキャラクター
みずなちゃん

■ 前回（第４回）審議会での協議事項

1. 基本使用料割合の維持

本市の現行割合（約38%）は中核市平均を超える適正水準であるため今回は維持し、４ 年ごとの見直し時に継続検討。

2. 基本水量廃止と 10円/㎥（税込11円）初期単価

「基本水量なし（0㎥）」とし、１～８㎥に低廉な初期単価「10円（税抜）」を設定して急激な負担増を緩和。

3. 改定率の反映方針

初期単価10円による増収分を優先確保した上で、必要増収額を基本・超過使用料の全区分に配分。

上下水道局
令和８年10月22日

【第4回審議会質疑への回答】汚水量ごとの使用者の状況

R7　汚水量区分別調定件数（件・年度）

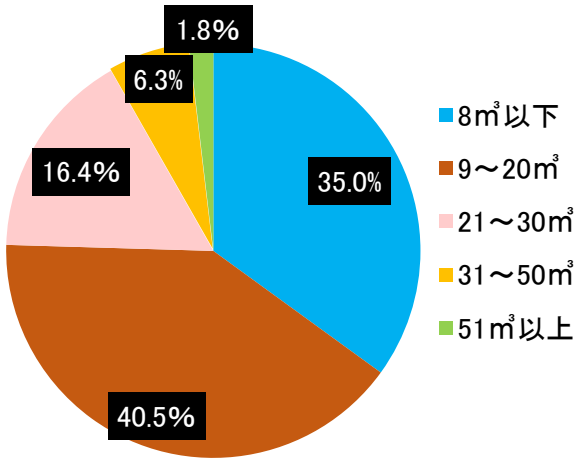

総件数 1,022,154件

R7　汚水量区分別汚水排除量（㎥・年度）

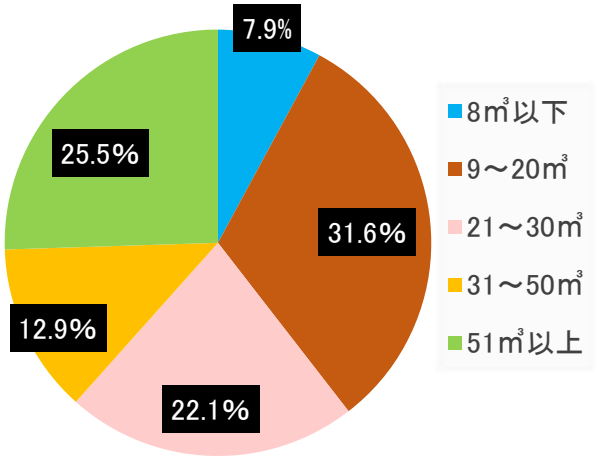

総汚水量 36,782,671㎥

2か月水量	月換算	件数構成比	調定件数	汚水量構成比
16㎥以下	～8㎥	35.0%	35.8万件	7.9%
17～40㎥	9～20㎥	40.5%	41.3万件	31.6%
41～60㎥	21～30㎥	16.4%	16.7万件	22.1%
61～100㎥	31～50㎥	6.3%	6.5万件	12.9%
101～200㎥	51～100㎥	1.1%	1.1万件	3.9%
201～400㎥	101～200㎥	0.4%	4,000件	3.2%
401～600㎥	201～300㎥	0.1%	1,442件	1.9%
601～1,000㎥	301～500㎥	0.1%	1,114件	2.3%
1,001㎥以上	501㎥～	0.1%	1,458件	14.2%

【少量使用者】

・8㎥/月以下（16㎥以下/2か月）の件数は全体の35.0%（約35.8万件）と3分の1以上を占めるが、汚水量は全体の7.9%に留まる。
・基本水量廃止に伴い、急激な負担増を、防ぐ配慮が必要。

【標準家庭・一般層（水量の中心帯）】

・9～30㎥/月（17～60㎥/2か月）が件数56.9%、汚水量53.7%と下水道使用の中心帯。

【事業所・大口使用者】

・31㎥/月以上（61㎥以上/2か月）の件数は、8.1%（約8.5万件）だが、汚水量は38.4%（約1,414万㎥）と約4割を占める。
・特に大口（501㎥以上/月・1,001㎥以上/2か月）は、件数はわずか0.1%（1,458件）ながら、全汚水量の14.2%（521万㎥）を有する。
・事業者・産業活動への影響に配慮しつつ、下水道事業の超過使用料収入を確保。

FEEL NAGANO, BE NATURAL
この街で、わたしらしく生きる。長野市

下水道使用料改定シミュレーションの前提条件

【確定前提条件】

■ **平均改定率**
7.6 %

■ **必要増収額**
6.0 億円

■ **算定期間**
令和9年度 ～ 令和12年度（4年間）

■ **料金体系**
二部料金制（基本使用料 ＋ 超過使用料）

【2段階の配分手順】

第1段階：初期単価10円分を優先確保
1～8㎥に設定する初期単価「10円/㎥（税込11円）」による増収見込み額（1.4億円）を優先的に確保します。

第2段階：残る必要増収額を各使用料区分へ配分
残る必要増収額（4.6億円）について、「基本使用料」および「超過使用料の各水量区分」への割り振り（パターン①～④）を検証します。

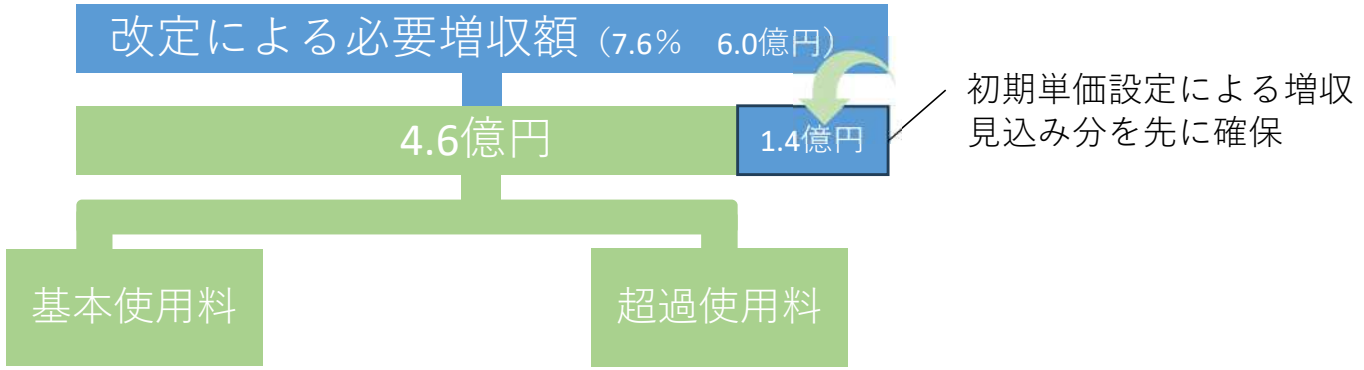

必要増収額配分における4つの検証パターン（配分イメージ図）

改定必要増収額：6.0億円（+7.6%）

▶ 第1段階：初期単価（10円/㎥）優先確保
1.4億円（少量世帯の負担緩和）

▼

第2段階：配分対象額
4.6億円（下記4パターンで配分）

▼4.6億円の基本使用料・超過使用料配分パターン▼

パターン①
基本使用料のみ増額

配分イメージ

基本使用料100%

基本使用料改定率：＋15.9%
超過使用料改定率：＋ 0.0%

【評価・課題】

・使用量8㎥の値上げ率21.8%
・少量世帯の負担が極めて重い

パターン②
超過使用料のみ増額

配分イメージ

超過使用料100%

基本使用料改定率：＋0.0%
超過使用料改定率：＋9.4%

【評価・課題】

・事業者（100㎥～）の負担が重い
・産業・事業活動の影響大

パターン③
全区分一律改定

配分イメージ

基本 ＋5.9% | 超過 +5.9%

基本使用料改定率：＋5.9%
超過使用料改定率：＋5.9%

【評価・課題】

・一律改定による設計
・全体のバランスは良好で、健全経営を維持

パターン④
（参考）使用料増減率　平準化

配分イメージ

基本 +2.1% | 超過 +8.2%

基本使用料改定率：＋2.1%
超過使用料改定率：＋8.2%

【評価・課題】

・世帯・事業所の増加率が平準化（8.0%前後）
・収入構成に占める基本使用料割合が低下

下水道使用料改定シミュレーション【パターン①】

■ 改定単価表（1か月当たり・税込）

区分	現行	改定案	差額	増減率
基本使用料	1,488.3 円	1,724.8 円	+236.5 円	+15.9 %
1～8㎥	0 円	11.0 円	+11.0 円	—
9～20㎥	170.5 円	170.5 円	0 円	0.0 %
21～50㎥	194.7 円	194.7 円	0 円	0.0 %
51～100㎥	227.7 円	227.7 円	0 円	0.0 %
101～300㎥	259.6 円	259.6 円	0 円	0.0 %
301～500㎥	288.2 円	288.2 円	0 円	0.0 %
501㎥～	310.2 円	310.2 円	0 円	0.0 %

収入構成
基本使用料 39.84% 超過使用料 60.16%

【分析・評価】

配分対象額（4.6億円）をすべて基本使用料に配分する案。基本使用料のみを引き上げると、使用量8㎥の値上げ率が20%を超え、極めて負担が大きくなるため実現には課題があると考えます。

【計算式】

【A】配分対象額÷【B】基本使用料収入額×100
【A】配分対象額　4.6億円
【B】基本使用料収入額（令和9年度推計）　29億円
⇒　算定改定率 :15.9%

■ 使用料の目安（1か月当たり・税込）

	空家等	単身世帯	標準家庭	小規模事業者	中規模事業者	大規模事業者
水量	0㎥	8㎥	20㎥	100㎥	500㎥	1,000㎥
現行使用料	1,488 円	1,488 円	3,534 円	20,760 円	130,320 円	285,420 円
改定後料金	1,724 円	1,812 円	3,858 円	21,084 円	130,644 円	285,744 円
差　額	+236 円	+324 円	+324 円	+324 円	+324 円	+324 円
増減率	+15.9 %	+21.8 %	+9.2 %	+1.6 %	+0.2 %	+0.1 %

下水道使用料改定シミュレーション【パターン②】

■ 改定単価表（1か月当たり・税込）

区分	現行	改定案	差額	増減率
基本使用料	1,488.3 円	1,488.3 円	0 円	0.0 %
1～8㎥	0 円	11.0 円	+11.0 円	—
9～20㎥	170.5 円	187.0 円	+16.5 円	+9.7 %
21～50㎥	194.7 円	213.4 円	+18.7 円	+9.6 %
51～100㎥	227.7 円	248.6 円	+20.9 円	+9.2 %
101～300㎥	259.6 円	283.8 円	+24.2 円	+9.3 %
301～500㎥	288.2 円	315.7 円	+27.5 円	+9.5 %
501㎥～	310.2 円	339.9 円	+29.7 円	+9.6 %

収入構成
基本使用料 34.33% 超過使用料 65.67%

【分析・評価】

配分対象額（4.6億円）のすべてを超過使用料に配分する案。超過使用料のみを引き上げると、使用量の多い事業所等の値上げ率が9%を超え、事業活動への影響が懸念されます。

【計算式】

【A】配分対象額÷【B】9㎥以上超過使用料収入額×100

【A】配分対象額　4.6億円

【B】超過使用料収入額（令和9年度推計）　49億円

⇒　算定改定率　:9.4%

計算例：区分9-20㎥　155円（税込170.5円）×1.094＝170円
170円×1.1＝187.0円

■ 使用料の目安（1か月当たり・税込）

	空家等	単身世帯	標準家庭	小規模事業者	中規模事業者	大規模事業者
水量	0㎥	8㎥	20㎥	100㎥	500㎥	1,000㎥
現行使用料	1,488 円	1,488 円	3,534 円	20,760 円	130,320 円	285,420 円
改定後料金	1,488 円	1,576 円	3,820 円	22,652 円	142,552 円	312,502 円
差　額	+0.0 円	+88 円	+286 円	+1,892 円	+12,232 円	+27,082 円
増減率	+0.0 %	+5.9 %	+8.1 %	+9.1 %	+9.4 %	+9.5 %

下水道使用料改定シミュレーション【パターン③】

■ 改定単価表（1か月当たり・税込）

区分	現行	改定案	差額	増減率
基本使用料	1,488.3 円	1,576.3 円	+88.0 円	+5.9 %
1～8㎥	0 円	11.0 円	+11.0 円	—
9～20㎥	170.5 円	180.4 円	+9.9 円	+5.8 %
21～50㎥	194.7 円	205.7 円	+11.0 円	+5.6 %
51～100㎥	227.7 円	240.9 円	+13.2 円	+5.8 %
101～300㎥	259.6 円	275.0 円	+15.4 円	+5.9 %
301～500㎥	288.2 円	304.7 円	+16.5 円	+5.7 %
501㎥～	310.2 円	328.9 円	+18.7 円	+6.0 %

収入構成
基本使用料 36.42% 超過使用料 63.58%

【分析・評価】

基本使用料及び超過使用料のすべての区分を率一定（5.9%）で引き上げる案。全体的に均等なバランスが取れています。

【計算式】

【A】配分対象額÷【B】総使用料収入額×100

【A】配分対象額　4.6億円

【B】総使用料収入額（令和9年度推計）　78億円※

※基本使用料収入29億円+9㎥以上超過使用料収入49億円の合計

⇒　算定改定率 ：5.9%

計算例：区分9-20㎥　155円（税込170.5円）×1.059＝164円
164円×1.1=180.4円

■ 使用料の目安（1か月当たり・税込）

	空家等	単身世帯	標準家庭	小規模事業者	中規模事業者	大規模事業者
水量	0㎥	8㎥	20㎥	100㎥	500㎥	1,000㎥
現行使用料	1,488 円	1,488 円	3,534 円	20,760 円	130,320 円	285,420 円
改定後料金	1,576 円	1,664 円	3,829 円	22,045 円	137,985 円	302,435 円
差　額	+88 円	+176 円	+295 円	+1,285 円	+7,665 円	+17,015 円
増減率	+5.9 %	+11.8 %	+8.3 %	+6.2 %	+5.9 %	+6.0 %

下水道使用料改定シミュレーション【パターン④】

■ 改定単価表（1か月当たり・税込）

区分	現行	改定案	差額	増減率
基本使用料	1,488.3 円	1,519.1 円	+30.8 円	+2.1 %
1～8㎥	0 円	11.0 円	+11.0 円	—
9～20㎥	170.5 円	184.8 円	+14.3 円	+8.4 %
21～50㎥	194.7 円	211.2 円	+16.5 円	+8.5 %
51～100㎥	227.7 円	246.4 円	+18.7 円	+8.2 %
101～300㎥	259.6 円	280.5 円	+20.9 円	+8.1 %
301～500㎥	288.2 円	311.3 円	+23.1 円	+8.0 %
501㎥～	310.2 円	335.5 円	+25.3 円	+8.2 %

収入構成
基本使用料 34.99% 超過使用料 65.01%

【分析・評価】

使用料の目安（下表）の増減率を平準化する案。

【計算式】

基本使用料：【A】配分対象額÷【B】基本使用料収入額×100
【A】配分対象額　0.6億円　　⇒　算定改定率 ：2.1%
【B】基本使用料収入額（令和9年度推計）　29億円

超過使用料：【A】配分対象額÷【B】9㎥以上超過使用料収入額×100
【A】配分対象額　4.0億円　　⇒　算定改定率 ：8.2%
【B】超過使用料収入額（令和9年度推計）　49億円

計算例：区分9-20㎥　155円（税込170.5円）×1.082＝168円
168円×1.1＝184.8円

■ 使用料の目安（1か月当たり・税込）

	空家等	単身世帯	標準家庭	小規模事業者	中規模事業者	大規模事業者
水量	0㎥	8㎥	20㎥	100㎥	500㎥	1,000㎥
現行使用料	1,488 円	1,488 円	3,534 円	20,760 円	130,320 円	285,420 円
改定後料金	1,519 円	1,607 円	3,824 円	22,480 円	140,840 円	308,590 円
差　額	+31 円	+119 円	+290 円	+1,720 円	+10,520 円	+23,170 円
増減率	+2.1 %	+8.0 %	+8.2 %	+8.3 %	+8.1 %	+8.1 %

パターン③の選定理由

1. 特定区分への負担集中を避け、全体のバランスに配慮

基本使用料のみを引き上げる案（パターン①）では少量使用者に負担が偏り、超過使用料のみを引き上げる案（パターン②）では、事業所など影響が大きくなる傾向が見られます。
全区分を均等に引き上げることで、特定の利用者層への急激な影響を抑えており、全体として均衡の取れた配分方法と考えられます。

2. 一律改定のルールによる公平性・明確さ

パターン③は各区分一律5.9%増という明確な基準に基づく客観的な設計です。これに対し、パターン④は増減率を約８%に抑えることを目的とした、結果からの逆算による調整的な料金設定となっています。

3. 地域経済・産業活動への配慮

超過使用料のみを改定する場合（パターン②）に懸念される事業者等の負担増加（9%超）を緩和し、事業活動や地域産業への影響に配慮した一律配分としております。

4. 将来にわたる健全な下水道経営の継続

施設更新や物価高騰に対応するための必要増収額（6.0億円）を確実に確保しつつ、改定後も中核市平均30%を上回る、健全な基本使用料割合【36.42%】を維持します。人口減少・単身者の増加が今後進展する中、基本使用料の収入は重要であり、事業活動への過度な依存とならないよう検討する必要があります。

別荘汚水の設定状況と維持管理費について

■ 他自治体における別荘汚水の設定状況

自治体名	下水道使用料	水道料金
1. 宮城県 川崎町	―	○
2. 栃木県 那須町	―	○
3. 群馬県 嬬恋村	―	○
4. 神奈川県 三浦市	―	○
5. 神奈川県 箱根町	―	○
6. 長野県 駒ヶ根市	―	○
7. 長野県 小海町	―	○
8. 長野県 富士見町	―	○
9. 長野県 原村	―	○
10. 長野県 飯綱町	―	○
11. 長野県 軽井沢町	―	○
12. 長野県 長和町	―	○
13. 長野県 上田市	―	○
14. 長野県 木曽町	**○**	○
15. 長野県 長野市	**○**	○

※ 水道料金表（日本水道協会）に基づく調査結果。別荘汚水を設定する自治体は極めて少なく、下水道使用料の別荘汚水設定は長野市と木曽町のみとなっています。

1. 費用の性質の違い

・水道：常時水圧や水質を維持する「いつでも使える状態を保つ費用」が高い。
・下水道：使用しない期間中は、流した分に応じた処理場の電気代や薬液代等の汚水処理費が低下しやすい。

2. 長野市の特性

・他自治体では、下水道を引かず浄化槽が主流となるケースもあるが、本市では下水道整備が進んでいる。
・地理的特性による多数の「マンホールポンプ」の維持管理体制が必要。
・定住化や二拠点居住といった社会情勢・利用形態の変化

3. 今後の方向性

・他市事例を参考にしつつ、総合的に判断。
・次スライドに示すとおり、基本水量の見直しや一般汚水体系への統一等を視野に検討を進めます。

別荘汚水・公衆浴場汚水の考え方

別荘汚水の使用料体系

■現行体系

・基本使用料：1,829.3円／月
・超過使用料：汚水排除量に応じた累進制

■見直し案

・一般汚水と統一する

■見直しの根拠・目的

一般汚水において「基本水量を廃止」し、使った量に応じた料金体系へ移行することに伴い、別荘汚水についても同様の考え方を適用する。

公衆浴場汚水の使用料体系

■現行体系

・基本使用料：1,111.0円／月
・超過使用料：汚水排除量に応じた累進制

■見直し案

・基本水量：一般汚水の審議結果と同じとする
・基本使用料：引き上げ（一般汚水と同程度の割合で改定）
・超過使用料：据え置き

■見直しの根拠・目的

基本使用料は、汚水排除量にかかわらず発生する固定的な費用を負担いただくためのものである ため。

【公衆浴場】4パターンの基本使用料（金額比較・税込）

区分 / パターン	基本使用料増減率	基本使用料（月額・税込）	差額	評価・影響
現行使用料体系	—	1,111.0 円	—	
パターン①（基本使用料のみ増額）	+15.9%	1,288.1 円	+177.1 円	基本使用料の上げ幅が最も大きくなる
パターン②（超過使用料のみ増額）	+0.0%	1,111.0 円	+0.0 円	基本使用料は据え置き
パターン③（全区分一律改定）	+5.9%	1,177.0 円	+66.0 円	基本使用料改定率を反映
パターン④（参考　使用料増減率平準化）	+2.1%	1,134.1 円	+23.1 円	基本使用料改定率を反映

本日のまとめ

将来にわたる安定的な事業の継続に向けた使用料体系の構築

1. 改定率7.6%（6.0億円）の確実な確保

物価上昇への対応や、老朽化した施設の改修・更新など、下水道経営を健全かつ安定的に運営するための財源を確実に確保します。

2. 基本水量の廃止

「使った分に応じて負担いただく」使用料体系への変更を図り、少量使用者層（1㎥～8㎥）の不公平感を解消します。初期単価10円/㎥（税込み11円）設定により負担増を緩和します。

3. 10円初期単価＋パターン③

10円初期単価設定による少量使用者の負担緩和措置と特定の区分に負担を偏らせない一律改定パターン③を組み合わせることで、世帯や事業所への影響をできる限り緩やかにすることで、バランスの取れた改定を実現します。

4. 別荘・公衆浴場の見直し

別荘汚水は一般体系へ統一し、公衆浴場汚水は基本使用料のみの改定に留めます。